

境港市創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市創業支援補助金（以下「本補助金」という。）に関し、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第22条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合

(2) 創業者 市内において新たに創業する者をいう。

(3) 創業の日 個人事業者の場合にあっては開業の日、会社の場合にあっては法人設立の日をいう。

(4) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号））における小売業、生活関連サービス業及び飲食サービス業を創業する者

(2) 鳥取県西部創業サポートセンターが策定した創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業の支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項に規定する市長の発行する証明書の交付を受けた者

(3) 境港市税（納期限の到来しないものを除く。）の滞納がない者

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 個人事業者にあっては、創業の日までに市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 法人にあっては、創業の日までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

2 次の各号に該当する者は対象外とする。

(1) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う者

(2) 他の者が行っていた事業を承継あるいは業態を転換し、新事業・新分野に進出する者

(3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条の規定により許可又は届出を要する事業を営むもの

(5) 境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成20年境港市条例第34号）、境港市企業立地促進補助金交付要綱及び境港市夕日ヶ丘地区小売業立地促進補助金交付要綱の対象となる者

(6) これまでに本補助金の交付決定を受けている者

(7) その他市長が適当でないとする者

（補助対象経費）

第4条 本補助金の補助対象経費は、創業の日までに発生し、交付申請までに支出の完了した創業に係る経費のうち、別表に定めるものとする。

（補助金の額）

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で70万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 本補助金の交付を受けようとする事業者は、境港市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 開業届 ※個人の場合

(2) 定款及び法人登記事項証明書 ※法人の場合

(3) 事業計画書

(4) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類

(5) 役員等名簿（様式第2号）

(6) 補助対象経費の請求書及び領収書

(7) その他市長が特に必要とする書類

2 前項の申請は、創業の日後から30日以内に行わなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、本補助金の交付決定を行い、境港市創業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支払請求）

第8条 本補助金の支払を受けようとする事業者は、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から30日以内に、境港市創業支援補助金支払請求書（様式第4号）に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第9条の実績報告書の提出は、要しないものとする。

2 本補助金の支払を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の属する年度の翌年度から3年間、次に掲げる事項の状況等について、境港市創業支援補助金経営状況報告書（様式第5号）、当該年度における納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 決算等補助事業の成果

(2) 雇用の状況

- (3) その他市長が必要と認める事項
(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定が取り消された場合、市長は、既に交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
(2) 個人事業者にあつては事業の用に供する主たる事務所及び代表者の住所を、法人にあつては商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所を、交付決定の属する年度の翌年度から起算して3年を経過する日以前に、許可なく市外に異動したとき
(3) 創業者の市税に滞納があつたとき

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付を取り消したときは、境港市創業支援補助金交付取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。
(財産の管理及び処分制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して3年を経過する日以前に、補助金の交付に係る財産を処分しようとするときは、あらかじめ境港市創業支援補助金に係る財産処分承認申請書（様式第7号）により、市長の承認を受けなければならない。
3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があつたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の境港市創業支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に創業を開始した者について適用し、同日より前に創業を開始した者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区 分	内 容
事業拠点費	電気設備費、什器・備品等設備費、パソコン等機械器具費、事務所等の改修、改装、修繕等に係る経費（土地および建物の取得及び賃借に係るものを除く。）
宣伝広告費	販路開拓に係る広告宣伝費、チラシデザイン費、チラシ印刷費、ホームページ制作費
法人登記費	法人設立時の登記に要する経費

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所
事業者名
代表者氏名

印

境港市創業支援補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、境港市創業支援補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 補助金の名称 境港市創業支援補助金

2 補助申請額

補助対象経費	別紙のとおり
算定基準額	円
補助率	1 / 2（上限70万円）
交付申請額	円

- 3 添付書類
- (1) 開業届 ※個人の場合
 - (2) 定款及び法人登記事項証明書 ※法人の場合のみ
 - (3) 事業計画書
 - (4) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類
 - (5) 役員等名簿（様式第2号）
 - (6) 補助対象経費の領収書
 - (7) その他市長が特に必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

役員等名簿

名称又は会社名		
所在地		
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日

備考

- 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあつては当該個人）の氏名、生年月日を記載してください。
- 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報、境港市創業支援補助金交付要綱第3条第2項第3号に該当するか否かの確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- この名簿は、2に掲げる要件の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

境港市創業支援補助金交付要綱第3条第2項第3号に該当するか否かを確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

境港市長

境港市創業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度境港市創業支援補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので境港市創業支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 円
（算定基準額 円

3 交付の条件

境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）及び境港市創業支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第4号（第8条関係）

境港市創業支援補助金支払請求書

金 円

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった
境港市創業支援補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
事業者名
代表者氏名

印

境港市長 様

<振込口座>

金融機関名	振込口座
銀行 支店 信用金庫 支所 農協 出張所	普通 当座
口座名義人	(フリガナ)
	(漢字)

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

境港市長 様

住 所
業 者 名
代表者氏名

㊟

境港市創業支援補助金経営状況報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった
境港市創業支援補助金に関して、境港市創業支援補助金交付要綱第9条の規定によ
り経営状況を次のとおり報告します。

経営状況	1 良い	2 まずまず	3 悪い
雇用状況	雇用 人（うち市内 人）	歩合 人（うち市内 人）	
○1年間の事業実施内容・成果			
○今後の展望と課題			

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

様

境港市長

境港市創業支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した 年度境港市創業支援補助金
について、境港市創業支援補助金交付要綱第10条の規定により、交付決定を取り
消しますので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 取り消し額 円
- 3 取り消し理由

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

様

境港市長

境港市創業支援補助金に係る財産処分承認申請書

境港市創業支援補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記の理由により財産処分をしたいので申請します。

記

処分する取得財産

補助金交付決定日	年 月 日 第 号
取得財産	補助対象機器 メーカー・型式 設備設置年月日 年 月 日
処分内容	予定日 年 月 日
	方法・措置（ <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	理由

※ 使用期間が処分制限期間より少ない場合は、処分する取得財産に係る補助金交付額の返還を請求することがあります。